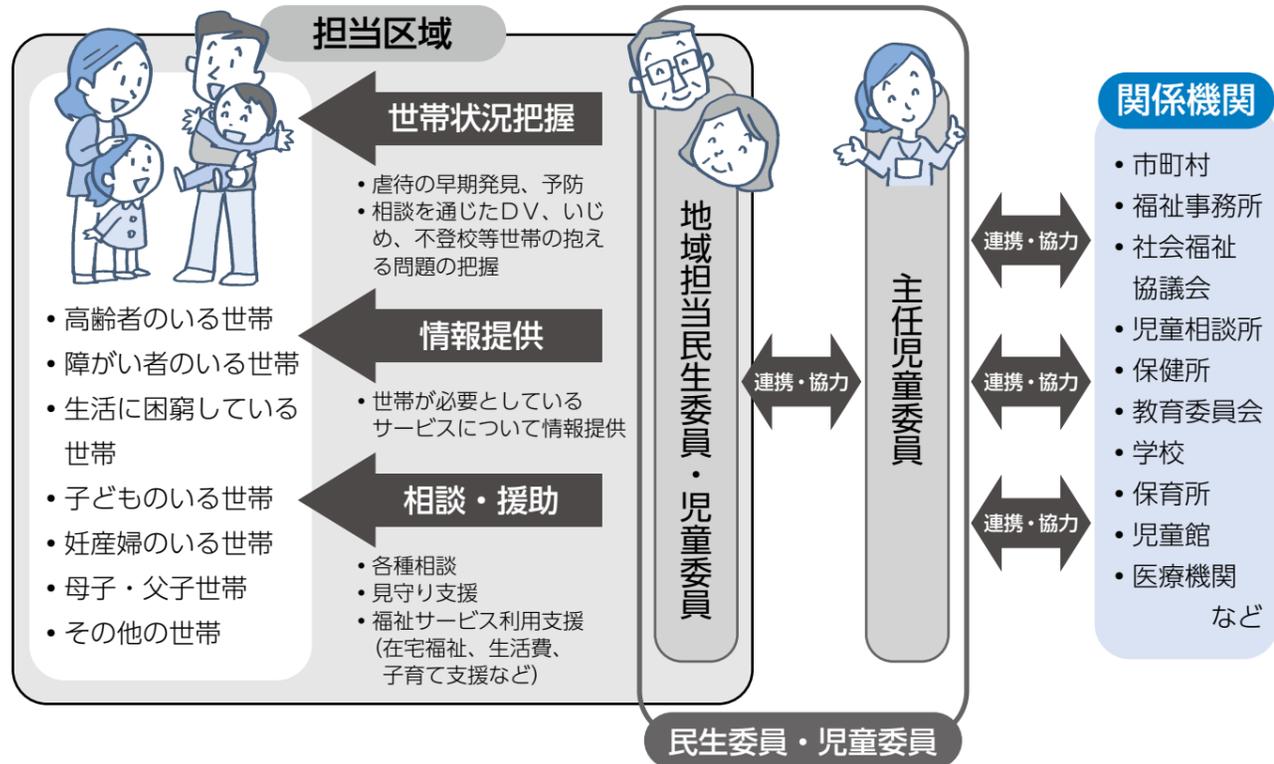


# 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動



地域の身近な相談相手をご存じですか  
**民生委員・児童委員、主任児童委員**

福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

最初に民生委員の依頼を受けたとき、仕事内容も分からないまま、やむを得ず引き受けたのを覚えています。民生委員の仕事は、単身高齢者宅への訪問や見守り、困っている人の相談相手になることなどです。相談を受け、解決が難しいときは役場や専門機関に連絡し、支援をお願いするようにしています。一人で買物に行くのが難しい人に「必要なものはないか？」と電話して、代わりに買物をしていき、ご近所付き合いのような形で見守りをしていきます。相談を受ける人の中には、大変な状況の人もいらっしゃいますが、悩みが解決すると、自分のことのように嬉しく、活動する上での励みになっています。民生委員の仕事を通じて地域の人たちとの交流が深まったり、子ども



民生委員・児童委員  
 坂本 貞女さん  
 (武蔵ヶ丘1町内)

## 民生委員の声



津川 美智子さん  
 (武蔵ヶ丘1町内)

私が3年ほど前から足が悪くなり、外に出かけるのが大変になりました。そのため、自宅で過ごす時間が増え、人と会う機会も次第に減ってしまいました。そんなとき、民生委員の坂本さんから「ご飯はちゃんと食べたか」「体調は悪くないか」など親身になって声をかけていただきました。今では外出の回数も増え、地域の人とのふれあいも続いています。坂本さんは、私が困った時はすぐに駆け付けてくれます。年齢は私の上ですが、姉のように慕っており、私にとってなくてはならない存在です。坂本さんをはじめ、民生委員の皆さんには本当に感謝しています。

## 感謝の声

身分	特別職の地方公務員(非常勤)
報酬など	ボランティアのため報酬はなし。必要な交通費・研修参加費などの活動費(定額)を支給
任期	3年(再任可)
守秘義務	活動上知り得た情報には守秘義務が課せられ、退任後も引き続き課せられます。

皆さんがお住まいの地域に「民生委員・児童委員」と呼ばれる人たちがいることをご存じですか。少子化や核家族化が進み、地域のつながりが薄れる中、住民同士が支え合い、誰もが安心して生活できる地域づくりが求められています。そこで地域の身近な相談役として、地域と行政や専門機関をつなぎ、必要な支援を行っているのが「民生委員・児童委員」です。全ての民生委員は児童福祉法により児童委員も兼ねているため、子育ての悩みなどに對する相談や支援も行っています。■民生委員・児童委員の条件など 担当する地域にお住まいで、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす人が民生委員・児童委員に選ばれる対象となります。

	民生委員・児童委員	主任児童委員
活動内容	特定の区域を担当し、高齢者や障がいがある人の福祉に関すること、子育てなどの不安に関するさまざまな相談・支援を実施	特定の地区を担当せず、地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当の児童委員の活動をサポート
活動事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当地域の高齢者や障がい者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握(家庭訪問や地域での情報収集など)</li> <li>ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供</li> <li>支援が必要な人のさまざまな相談に応じ、助言</li> <li>児童の登下校時の声かけ、パトロール活動 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町、福祉事務所、児童相談所や保健所、学校と地域担当の民生委員・児童委員との連絡調整</li> <li>民生委員・児童委員の活動に関する相談 など</li> </ul>

■主任児童委員とは 民生委員・児童委員の中から指名され、特定の地区を担当せず、地域の児童福祉に関する事項を専門に担当するのが「主任児童委員」です。地区担当の児童委員や関係・専門機関と連携し活動を行います。